

参考 2

諮問關係資料

産業活力再生特別措置法（平成 11 年 8 月 13 日法律第 131 号）

（抜粋）

第 2 章 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び
経営資源融合の円滑化

（サービス業の生産性の向上の支援）

第 30 条 国は、我が国産業の活力の再生におけるサービス業の生産性の向上の重要性にかんがみ、サービス業における事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑な実施のため、サービス業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 国は、サービス業に属する事業を営む事業者が、基本指針（サービス業に属する事業分野について第 4 条第 1 項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針）を踏まえ、他の事業者や大学等と相互に連携を図りながら協力してサービス業の生産性の向上に資する活動を行う場合には、当該活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

経済成長戦略大綱

(平成 18 年 7 月 6 日財政・経済一体改革会議 (平成 20 年 6 月 27 日改定))

(抜粋)

第 2 生産性の向上 (IT とサービス産業の革新)

4. 経済社会や産業構造の変化に即応した統計改革の加速化

我が国経済・産業における生産性を向上させるためには、業種別、規模別、国際間等の生産性比較が可能となるよう経済社会や産業構造の変化に迅速に対応した統計整備が不可欠である。

そのような状況の下、戦後 60 年ぶりに抜本的に改正された統計法 (平成 19 年 5 月 23 日公布) に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、統計委員会の調査・審議を踏まえ、政府全体として 2008 年度中に公的統計の整備に関する基本的な計画を定めるなど、統計改革を加速化する。

具体的には、我が国における、包括的な産業構造等の経済活動を同一時点で網羅的に把握するとともに、より高い精度の事業所母集団情報の整備を行うため、2009 年及び 2011 年に経済センサスを実施する。

また、サービス統計の抜本的拡充、統計作成の効率化のための行政情報の活用、定量的な経済社会・産業分析に必要な統計データの二次利用等を積極的に推進する。

(工程表)

新短期 (～08 年度)

特定サービス産業実態調査の調査対象業種を 2009 年までに 7 業種 (2006 年) から 28 業種に段階的に拡充することについて検討する。

長期 (～15 年度)

母集団名簿の整備を進め、サービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備する。

サービス分野に係る統計調査の整備状況（イメージ図）

参考2 - 3

		F 給電・水道業				G 情報通信業				H 運輸業、郵便業				I 卸売業・小売業				J 金融業、保険業				K 貸業 不動産業、物品賃借業		L 技術サービス業 学術研究、専門・技術サービス業		M ビス業 宿泊業、飲食サービス業		N 娯楽業 生活関連サービス業、娯楽業		O 教育、学習支援業	P 医療、福祉	Q 複合サービス事業	R サービス業（他に分類されないもの）																																																																																																		
		33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96																																																																		
5年周期	売上高、経費等（法人）	経済センサス（活動調査のみ）																																																																																																																																	
	従業者数																																																																																																																																		
	フェイス事項	経済センサス（基礎調査、活動調査）																																																																																																																																	
年次	特性事項の調査																																								特定サービス産業実態調査																																																		特定サービス産業実態調査																																								
	取引状況等	経済産業省企業活動基本調査																																																		経済産業省企業活動基本調査																																																																															
	売上、収入、経費等																																																																																																																																		
	従業者数	法人企業統計調査																																																																																																																																	
	フェイス事項																																																																																																																																		
月次	特性事項の調査																																								特定サービス産業動態統計調査																																																		特定サービス産業動態統計調査																																								
	売上、収入、経費等																																																																																																																																		
	従業者数	サービス産業動向調査																																																																																																																																	
	フェイス事項																																																																																																																																		

- (注) 1 業種は日本標準産業分類（平成19年改定）の中分類レベルで整理しており、選択されている中分類に含まれる小分類等の業種がすべて調査対象になっているとは限らない。
 2 「フェイス事項」は、事業所名、所在地、・・・などを表す。
 3 特定サービス産業実態調査は、今回追加予定の業種を含む。
 4 各調査の調査対象の範囲は別紙のとおり。

サービス分野に係る統計調査の概要

	経済センサス		法人企業統計調査	経済産業省企業活動基本調査	サービス産業動向調査	特定サービス動態統計調査
	基礎調査	活動調査				
調査周期	5年周期		年次・四半期	年次	年次	月次
調査対象の範囲	事業所・企業 農林漁家を除く全ての事業所及び法人企業		企業 全産業の営利法人等のうち以下により抽出。(四半期別調査は資本金等1千万円以上) 金融業、保険業以外の業種：資本金(6階層)・業種別により抽出し、資本金5億円以上は全数 金融業、保険業：資本金(4階層)、業種別により抽出し、資本金1億円以上は全数	企業 経済産業省の所管業種に属する従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業	事業所 対象業種に属する事業所のうち、事業従事者数10人以上の事業所は産業・事業従事者数規模別、同10人未満の事業所は産業・地域別により抽出	事業所・企業 業種ごとに全体の売上高の概ね7割程度をカバーするように抽出
主な調査事項	<ul style="list-style-type: none"> 経営組織 本社・支社の別等 事業所の開設時期 事業所の従業者数 資本金 経済活動の内容 (法人企業) <ul style="list-style-type: none"> 全体の経済活動の内容 全体の従業者数 傘下事業所の名称、所在地 	<ul style="list-style-type: none"> 経営組織 本社・支所の別等 事業所の開設時期 事業所の従業者数 資本金 売上高 売上高の内訳 (法人企業) <ul style="list-style-type: none"> 開設時期 従業者数 売上高 必要経費総額 原材料費・仕入費等 給与支給総額 減価償却費 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別売上高 資産・負債及び純資産 損益 剰余金の配当(年次) 減価償却費 費用(年次) 役員、従業員数(年次) 店舗数(年次) 固定資産の増減(四半期) 投資その他の資産の内訳(四半期) 人件費(四半期) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の概要 事業組織及び従業者数 親会社、子会社・関連会社の状況 資産・負債及び資本並びに投資 事業内容(売上高、費用) 取引状況(売上高、仕入高) 研究開発 技術の所有及び取引状況(特許権等の所有、使用状況) 情報化の状況 企業経営の方向 	<ul style="list-style-type: none"> 経営組織及び資本金等 事業従事者数及び内訳 月間売上高 主な事業の種類 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所数(企業) 月末常用従業者数等 月間売上高(又は月間契約高) 業種ごとの特性事項(利用者数、取扱件数等)

公的統計の整備に関する基本的な計画（案）

（抜粋）

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(1) サービス活動に係る統計の整備

ア 現状・課題等

経済のサービス化の進展は、この 60 年間の最も大きな変化の一つであるが、今や GDP の 7 割を占めるに至ったサービス産業については、その活動を明らかにし、質と量の両面を適切に把握するための統計の整備状況が極めて不十分であると指摘されている。複数府省の所管にまたがるサービス活動に係る統計は、分散型統計機構の下で、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備されているとの問題点が指摘されて久しい。このような問題意識の下、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）など、累次の閣議決定等でサービス活動に係る統計の整備が繰り返し明記されてきた。

こうした中、総務省は四半期別 GDP 速報を始めとする各種経済統計の精度向上等に資することを目的として、平成 20 年 7 月から、サービス産業の売上高等を幅広く月次で調査するサービス産業動向調査を開始した。また、平成 20 年に新たに創設された経済構造統計も、サービス産業全体の状況を把握することに大きく寄与することが期待されている。

イ 取組の方向性

このようにサービス活動に係る統計の整備は着実に進展してはいるものの、今後とも一層の推進が必要である。このため、本計画においては、数多くあるサービス活動に係る統計に関する課題の中から、以下の四点を中心とした取組を行う。第一に、高度化する情報通信サービスの実態は、府省の垣根を越えた新たな統計を作成することで、網羅的に把握する必要があることから、情報通信サービスに関する統計の整備を図る。第二に、技術立国を目指す我が国にとって、知的財産 16 活動に関する統計の充実や高度利用は欠くことができないことから、知的財産活動に関する統計の整備を図る。第三に、生産量と価格の測定が困難なサービス活動について、将来の望ましい統計作成に向けた研究が必要であることから、サービス活動を適切にとらえるための検討を行う。第四に、企業組織が多様化する中で、企業内部及び企業グループ内でのサービス活動

や外部委託の状況などを明らかにする統計が重要となることから、企業のサービス活動に関する統計の整備について検討する。

今後、これらの諸課題について着実に対応するとともに、その他のサービス活動に係る統計の整備に向けての課題についても、長期的な取組を行う。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 効率的な統計作成 イ 行政記録情報等の調査の原則化	調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成21年度から実施する。